

卒業要件単位に含めることができる「遠隔授業」の単位数について

令和4年度の授業実施にあたっては、感染防止対策を徹底したうえで、対面での授業を中心にを行います。（一部授業については、新型コロナウイルス感染症（以下コロナという。）拡大防止の観点から遠隔での授業を実施します。）

また、各学部・研究科で遠隔授業を活用した方が教育効果を有すると判断した科目については、対面授業と遠隔授業を組み合わせたハイブリッド型授業、若しくは、全て遠隔での授業も実施します。

なお、「大学設置基準」（文部省令）及び本学教学規則に基づき、学部（学士課程）における卒業要件単位数に含めることのできる「遠隔授業」の単位数の上限は60単位*となります。

★ 学部により異なる場合がありますので所属部局にご確認ください。また、単位互換制度や入学前既修得単位認定制度により他大学等で修得した授業科目の単位を本学で修得したとみなす場合、当該科目が遠隔授業で実施されているのであれば、その単位も上記上限に含まれることになりますのでご注意ください。

60単位上限の対象となる「遠隔授業」は以下のとおりです。

- ・ 全ての授業回数を遠隔で実施する授業科目
- ・ 半分を超える授業回数を遠隔で実施する授業科目

ただし、コロナ等の感染症の影響や災害を含む非常時に特例的な措置として、本来対面授業の実施を予定していた科目が遠隔授業で行われた場合に修得した単位については、60単位上限の対象外となります。

（令和2年度及び令和3年度に実施した遠隔授業は、コロナの特例措置として全て対象外となります。）

令和4年度に60単位上限の対象となる「遠隔授業」で実施する科目は、以下授業開講学部のHPから確認し、履修計画を立てる際には注意するようにしてください。

<u>教養教育院</u>	<u>文学部</u>	<u>国際人間科学部</u>	<u>法学部</u>
経済学部 （該当なし）	<u>経営学部</u>	<u>医学部医学科</u>	医学部保健学科 （該当なし）
理学部 （該当なし）	<u>工学部</u>	<u>農学部</u>	海洋政策科学部 （該当なし）